

平成 22 年 8 月 20 日
防 衛 省

「防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会取りまとめ(案)」
に対する意見募集の結果について

「防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会取りまとめ(案)」につきましては、平成 22 年 7 月 13 日から同年 8 月 12 日までの間、御意見を募集したところ、15 通(27 件)の御意見をいただきました。

当該御意見のうち、本検討会の中で議論した内容に対する御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

その他の御意見につきましては、参考意見として今後の検討の中で考慮させていただきます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷村町 5-1

防衛省経理装備局航空機課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線 21041

F A X：03-5269-3269

「防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会 取りまとめ(案)」に対する
御意見の概要及び当該御意見に対する考え方

御意見の概要	当該御意見に対する考え方
・ 諸外国への輸出は、同盟国等に対しては、積極的に行うべき。	・ 諸外国への輸出については、現行制度の枠組みの中で行うことになります。 ・ その一方で、民間転用機にかかる輸出管理や型式証明など省庁間での協力が必要な課題については、これまで以上に連携して取り組んでいくことが重要であると考えております。
・ 民間転用を促進するため、必要となる装備品の開発や新たな民間転用型の検討を行うべき。 ・ 官公庁も含め、国内販路を拡大すべき。 ・ 民間転用機の販売後のバックアップも必要ではないのか。	・ 民間転用機の開発・生産・販売は本来的には企業が実施することになると考えております。 ・ 防衛省としては、その大前提を踏まえた上で、防衛省が保有している技術資料の開示などを通じて、民間転用の実現に向けて積極的に企業を支援していきます。
・ インセンティブ制度等を含め、現行の制度について、さらなるコストダウン等を図るべき。	・ 防衛装備品に関する契約制度については、本年6月に設置した契約制度研究会において、インセンティブ制度等を含め、防衛省と企業との間の契約の制度的側面や装備品などの調達に係る各種制度について、装備品の調達コスト低減の観点から外部有識者を交えつつ様々な検討を行っているところです。
・ 民間転用は官民にとって有意義であり、促進すべき。	・ 近年、厳しい財政諸事情等により防衛装備品の調達数量が減少する中で、民間転用は我が国の防衛生産・技術基盤の維持・活性化に資するとともに、量産効果による防衛調達コストの削減にもつながるものと期待しております。これからも防衛省として積極的に取り組んで参ります。
・ 民間転用を促進するため、利用料は極力低くするべき。	・ 利用料については、民間転用を促進する観点から、基準率に加え、寄与率や実施条件による率を考慮することで、契約ごとに適切な利用料とすることを考えております。
・ 民間転用を認めない装備品を検討するに当たっては、下請企業等、開発担当企業以外の企業も検討の場に加えるべき。	・ 民間転用を認めない装備品・適用を認めない技術については、自衛隊の任務に影響を与え得る装備品・技術を対象としております。ただ、その一方で最終的には、企業による民間転用機のコネクト等も踏まえ、機種ごとに決定していきたいと考えております。

・ 民間転用に関する手続きの簡素化を図るべき。	・ 商品となる航空機は機種ごと顧客ごとにより状況が変わってくるため、個々の状況を踏まえた手続きが必要になると考えております。 ・ ただ、いずれにしても民間転用にかかる手続きについて、手続き自体が大きな負担になることは避けるべきと考えております。
・ 航空機以外の装備品についても民間転用を進めるべきではないか。	・ 防衛装備品の民間転用の事業化の判断は、開発担当企業に委ねられるものと考えております。 ・ 他方で、今後、開発担当企業が航空機以外の民間転用の事業化を進める際に、本検討会で整理された諸論点を補うべき要素を加味する必要がある場合は、必要に応じて検討を行い、防衛生産・技術基盤の活性化に資する制度設計に取り組んでいく所存です。
・ 部隊の中には製造に携わる部隊もあるので、「1. 防衛省開発航空機の民間転用の背景 (2)国内に防衛生産・技術基盤を保持する意義」に記載されている「生産基盤のすべて」という表現は、「生産基盤のほとんど」と修正した方が良いのではないか。	・ 部隊の中には、工場等に代わって生産基盤を担えるような大規模な部隊はありませんが、御指摘のとおり、簡易な装備品等の製造も行う部隊があることも考慮し、修正させていただきました。